

輪島市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し、執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和8年3月24日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査期間

令和7年10月1日から令和7年11月28日まで

3 監査の対象

総務部（総務課・秘書政策課・防災対策課・監理課・財政課）、企画振興部（復興推進課・放送課）、市民生活部（市民課・被災者生活再建支援課・環境対策課・税務課・公費解体推進室）、健康福祉部（福祉課・子育て健康課）、産業部（農林水産課・漆器商工課・輪島塗世界ブランド化推進室・観光課）、建設部（土木課・能越道建設推進室・まちづくり推進課・港湾利活用推進室）、門前総合支所（地域振興課・地域生活課・地域整備課・禅の里づくり推進室）、公営企業（市立輪島病院・上下水道局）、出納機関（会計課）、教育委員会事務局（教育総務課・高校魅力化推進室・生涯学習課・文化課）、学校（東陽中学校）、公民館（七浦公民館）、議会（議会事務局）、行政委員会（選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局）

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和7年度の事務事業（令和6年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求めるものとして意見、改善や是正を求めるものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【総務課】

「意見」

輪島市組織規則別表第1については毎年3月末に改正され4月1日に施行されているが、各部局の事務分掌表と一致しないものが散見されるので、整合性が取れるよう指導していただきたい。

【秘書政策課】

「意見」なし

【防災対策課】

「意見」なし

【監理課・地域振興課】

「意見」なし

【財政課】

「意見」

補助金交付事務において、補助金交付要綱等（内規を含む）の整備がされていないものが散見された。輪島市補助金等交付規則はあるが、適正な事務処理を進める上で補助金ごとに詳細な要綱等が定められるべきである。交付の目的や対象経費、補助率（額）、その他必要事項を個別に定めた根拠規定がなければ交付決定における判断基準が曖昧になり適正を欠く懸念があるため、各部局に対し、補助金交付に係る根拠等が具体的かつ明確に示された要綱等（内規を含む）を整備するよう引き続き助言や指導を行っていただきたい。

【復興推進課】

「意見」なし

【放送課】

「意見」なし

【市民課・地域生活課】

「指摘」

一般経費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外

であり、本来は当該年度に支出すべきものである。このことについては、前回の定期監査においても意見した事項であるが、改善がされておらず、今年度においても同様の事例が生じたことは遺憾である。今後はこのようなことがないように組織内のチェック体制の見直しと強化を図り、適正な事務処理の徹底をお願いしたい。(市民課)

【被災者生活再建支援課】

「意見」なし

【環境対策課・公費解体推進室】

「意見」なし

【税務課】

「意見」

債権の不納欠損処理については、輪島市債権の管理に関する条例第9条に基づき実施しているが、市税等の徴収事務において、滞納処分の不納欠損処分及び納付又は納入する義務の消滅に関する取扱いについて効率的に処理するため、必要な事項を定めた取扱要領等を整備するよう検討していただきたい。

【福祉課・地域生活課】

「指摘」

「生活保護費返還金」の分割延納がある場合の翌年度への収入未済額の繰越しについて、本来は収入未済金の全額を繰り越すところ、収入未済金の一部(翌年度納付予定分)のみを翌年度滞納繰越分として調定する会計処理が行われていたことから、決算書には収入未済額の一部しか記載されていなかった。輪島市財務規則第31条の規定を踏まえ、本来の収入未済金の全額を翌年度滞納繰越分として調定するべきであり、今後は適正な債権管理と事務処理に努めていただきたい。(福祉課)

「意見」

令和6年4月から社会福祉施設等でのBCP(業務継続計画)の策定が完全義務化された。災害時において、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要である。実効性の高いBCPの策定や運用ができるよう、市として支援、指導していただきたい。(福祉課)

【子育て健康課・地域生活課】

「意見」

胃がん、大腸がん検診の受診率は一桁台で県平均や他市町と比べても低い状況である。現状分析を行い、無料クーポン券の交付と合わせ他の方法を模索することも必要である。厚生労働省や関係団体等が提供している受診勧奨資材（リーフレット等）の活用など受診勧奨手法や検診実施体制の見直しを検討し、受診率の向上に努力していただきたい。

【農林水産課・地域整備課】

「意見」なし

【漆器商工課・輪島塗世界ブランド化推進室】

「意見」

企業版ふるさと納税推進事業費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。これらの事を十分念頭において組織的にチェック体制を強化し、今後このようなことがないよう適正な事務処理をお願いしたい。

【観光課・地域振興課・禅の里づくり推進室】

「指摘」

千枚田レストハウス管理費において、過年度支出が行われていた。地方自治法第 208 条第 2 項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は、会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。このことについては、前回の定期監査においても意見した事項であるが、改善がされておらず、今年度においても同様の事例が生じたことは遺憾である。今後はこのようなことがないよう組織内のチェック体制の見直しと強化を図り、適正な事務処理の徹底をお願いしたい。（観光課）

【土木課・能越道建設推進室・地域整備課】

「意見」なし

【まちづくり推進課・港湾利活用推進室・地域整備課】

「意見」なし

【市立輪島病院・地域医療連携室・栄養管理室】

「意見」なし

【上下水道局】

「意見」なし

【会計課】

「意見」

前年度の出納閉鎖において過年度支出に関する周知徹底を図ったという中で、今年度も複数の課において過年度支出が行われていた。地方自治法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない」とされている。過年度支出は会計年度独立の原則の例外であり、本来は当該年度に支出すべきものである。対象部署については強く指導するとともに、今後同様の事例が生じないように引き続き全職員に向け注意喚起等を行い再発防止に取り組んでいただきたい。

【教育総務課・高校魅力化推進室】

「意見」なし

【生涯学習課】

「意見」

監査を実施した公民館において、公民館職員による立替払など不適切な会計処理が認められた。適正な公金等取扱事務を行うよう改めて全公民館に対し指導及び周知を行っていただきたい。

【文化課】

「意見」なし

【東陽中学校】

「意見」なし

【七浦公民館】

「指摘」

支出事務において、公民館職員の私金による立替払など不適切な処理が認められた。公金と私金の取り扱いを混同することは、不明金（過不足）の発生や不正に繋がる恐れがあるため、現金を取り扱う場合には、複数人での確認や速やかに金融機関における入出金管理に努めるなど、現金取扱体制

の再確認を行うとともに生涯学習課の指示に基づき適正な管理を行っていただきたい。

【議会事務局】

「意見」なし

【選挙管理委員会事務局】

「意見」なし

【監査委員事務局】

「意見」なし

【農業委員会事務局】

「意見」なし